

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（概要）

（1）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し

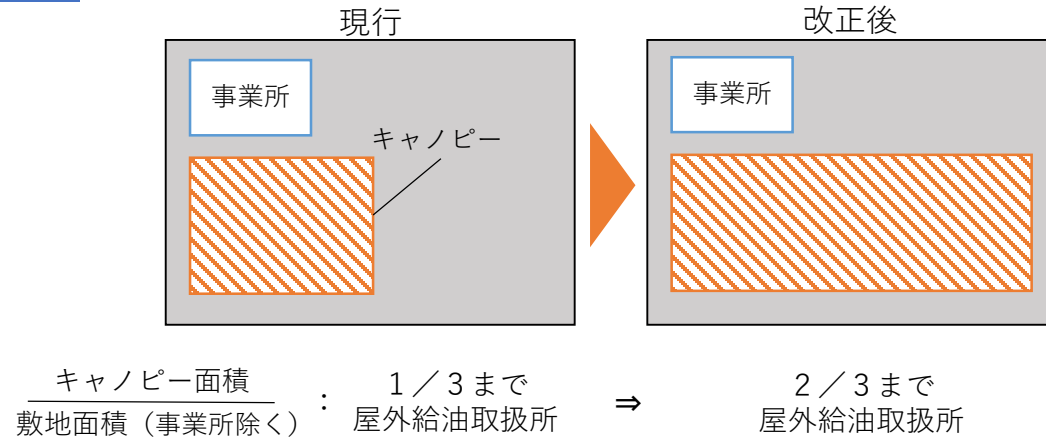
給油取扱所のキャノピー面積に関する現行基準

給油取扱所（ガソリンスタンド）は、
キャノピー（屋根）等の面積の敷地面積比で分類

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ



キャノピー面積基準の見直し

背景

- ・ 給油時の雨水混入防止
 - ・ 労働環境の改善
- の観点で要望あり

- ・ 「**過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会**」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）を開催。
- ・ 屋外給油取扱所のキャノピー面積の拡大による影響（延焼拡大危険等）を検討。

当該給油取扱所が**火災予防上安全であると認められる場合には、キャノピー面積割合2/3までを屋外給油取扱所とする。**

（2）様式の統一

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、**市町村等ごとに定めていた様式**（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保安監督者選任の実務経験証明書）について、これまで通知で示していた**様式を省令上規定し、統一する。**

公布日等

- 公布日：7月21日
- 施行日：(1)公布の日、(2)令和4年1月1日